

令和7年度
素材等検知業務請負（八敷代山国有林外2）
各種要領及び作業仕様書一覧

素材等検知業務請負要領

素材等検知業務請負監督・検査要領

作業仕様書

山形森林管理署最上支署

素材等検知業務請負要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、東北森林管理局における国有林野事業の製品生産事業請負及び造林事業請負において、生産された素材等の検知業務を請負で実施する場合の基準となる事項を定めることを目的とする。

(検知業務の範囲)

第2条 この要領が対象とする検知業務の範囲は、製品生産事業請負及び造林事業請負によって生産された素材、薪、末木枝条、根株等（以下「素材等」という。）の形量、計測（日本農林規格に基づく素材の長さ及び径級の測定）、樹種別区分、品等・品質の区分、格付、表示（層積検知にあつては測定箇所のみを明示を含む。）、野帳等（素材極積検知野帳等）への記入、材積計算、巻立標示板の貼り付けスプレーの塗布等の業務とする。

(検知業務請負の相手方)

第3条 検知業務請負の相手方は、素材の検知業務請負を実行することを目的として組織された団体、自社で生産した素材等を検知して販売している素材生産者（協同組合を含む）及び販売委託における間屋業者等であつて、素材の検知業務に関する2年以上の経験及び検知業務に関する技術を持つと認められる者（以下「検知業務技術者」という。）を有し、かつ、全省庁統一の「一般競争（指名競争）参加資格」において「役務の提供等」の「その他」の東北地域の競争参加資格を有しているものとする。

(契約書等)

第4条 契約書、契約約款及び仕様書等の様式は別紙によるものとする。

(検知業務等に関する講習の受講)

第5条 検知業務請負者は、森林管理局長又は森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）が必要と認めた場合は、森林管理局長等が主催する検知業務等に関する講習を検知業務技術者に受講させなければならない。

(検知業務請負の場所)

第6条 検知業務請負の場所は、山元巻立極積検知・概算売払検知及び層積検知（低質材（素材の販売予定価格評定要領細則第5条による）、低評価一般材を含む）にあつては山元土場、最終巻立極積検知にあつては最終貯木土場とする。

2 前項により難しい場合は、森林管理局長等が指定する場所とする。

(検知用器具等)

第7条 検知業務に用いる器具等（検知尺等）は、森林管理局長等の検査に合格したものを使用するものとする。

2 森林管理局長等は必要に応じ計測器具等を検知業務請負の相手方に貸与することができるものとする。

3 監督職員（「素材等検知業務請負監督・検査要領」（平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達。以下「監督・検査要領」という。）に基づき任命された者とする。以下同じ。）は、適宜使用している計測器具等の点検を行うものと

する。

- 4 森林管理局長等は、検知業務に必要な帳票等（以下「帳票等」という。）を、検知業務請負者に契約後に支給するものとする。
- 5 自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合は、この限りでない。

（検知業務請負の完了届け）

第8条 検知業務請負者は、前条第4項の規定により支給を受けた帳票等に基づき、次に掲げる時点毎に、当該請負に係る業務の全部又は一部の完了届を森林管理局長等に提出しなければならない。

- (1) 山元巻立桧検知にあつては、原則として当該巻立土場の桧積作業が完了した時点
- (2) 最終巻立桧検知にあつては、各桧の桧積作業が終了した時点
- (3) 概算売払材検知にあつては、引き渡しが行われた日

（検知業務請負の監督及び検査）

第9条 監督及び検査は、「監督・検査要領」（平成19年5月16日付19東販第41号局長通達）に基づき実施する。

- 2 検知業務請負者は、監督職員の指示に従い検知業務を実施する。
- 3 森林管理局長等は、検知業務請負の検査を行うときは、相手方の立会を求めなければならない。
- 4 森林管理局長等は、検査結果により、検知業務請負者に対して必要な措置を命ずることができる。

第2章 検知請負業務の実行

（検知業務の実行者）

第10条 材等の検知は、検知業務技術者又はその直接の指導を受ける者に行わせるものとする。

- 2 検知業務請負者は、契約後別紙「検知業務従事者届」を監督員に提出するものとする。

（素材等の検知）

第11条 検知業務請負者は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により検知を行うものとする。

- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根柢等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。
- 3 素材等の検知に当たっては、契約業務内容に基づき、樹種別区分、長級・径級の測定、品等格付け及び本数確認等を行い、指定野帳に記載するとともに、木口に木材

チョーク等で長級、径級、品等格付けの表示を行うものとする。

- 4 検知の結果、指示された造材基準寸法の基準を満たさない素材等が発見された場合は、監督職員に連絡し、その指示に従うものとする。

(指定野帳の記載)

第 12 条 山元巻立樫検知及び最終巻立樫検知については、各樫毎に指定野帳に記載するものとする。

- 2 概算売払材検知については、トラック一台毎に指定野帳に記載し、かつ素材の木口等への表示も行うものとする。

- 3 日々の検知が終了し、指定野帳に記載が終了したものは、その樫が完了しなくても、日々の検知野帳を翌日には署等へ提出するものとする。
なお、監督職員等の調査指示により対応するものとする。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第 13 条 検知業務請負者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

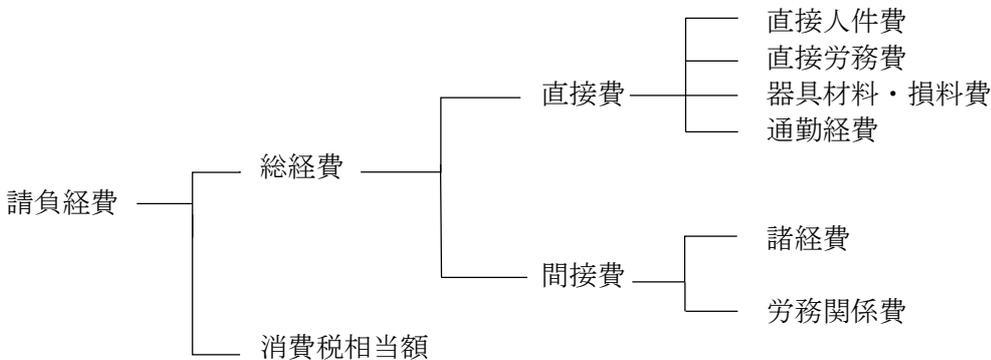
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(下請人の通知及び変更)

第 14 条 検知業務請負者は、発注者に対して下請負人につき、その名称、その他必要な事項を通知しなければならない。

(検知請負業務の予定価格の構成)

第 15 条 検知業務請負の予定価格構成は次のとおりとする。



第 3 章 その他

(その他)

第 16 条

- 1 この要領により難しい事項については、監督職員等の指示によるものとする。
- 2 この要領において、書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

素材等検知業務請負監督・検査要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、東北森林管理局における国有林野事業の製品生産事業において、素材等の検知業務請負監督・検査についての基準となる事項を定めることを目的とする。

(監督職員等の指名)

第2条 監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という）とは、支出負担行為担当官等から、当該請負検知業務について監督又は検査を命じられた職員で会計法（昭和23年法律第35号）第29条の11第1号及び2号に規定された者をいう。

- 2 支出負担行為担当官等は、検知業務の請負契約を締結したときは、監督職員等を指名するものとする。
- 3 支出負担行為担当官等は、所属の職員を検知業務請負に関する監督職員等に指名する際には、当該監督又は検査すべき事項の範囲を明らかにした書面によらなければならない。
- 4 支出負担行為担当官等は、前項の規定により監督職員等を指名する際には素材生産請負事業及び検知請負事業に関する事務の知識を有する者を指名するものとする。
- 5 支出負担行為担当官等は、監督の職務と検査の職務を明確に分離できない場合は、監督職員と検査職員を同一の者に兼務して命ずることができる。

(監督職員等の一般的心得)

第3条 監督職員等は、あらかじめ当該請負契約書、契約約款、仕様書その他の関係書類により、当該契約内容について十分熟知しておかなければならない。

- 2 監督職員等は、厳正かつ公平に当該契約事項の監督及び検査を行わなければならない。
- 3 監督職員等は、不当に自己の地位を利用してはならない。

第2章 監督

(監督職員の職務)

第4条 監督職員は、請負契約書、契約約款、仕様書その他の関係書類に基づき、請負者を監督し、必要に応じて指示及び承諾を行うものとする。

- 2 監督職員は、請負者が検知請負に用いる計測器具等（検知尺、巻尺等）が東北森林管理局長又は森林管理署長等（以下「森林管理局長等」という。）が別に定める品質及び規格のものか点検しなければならない。
また、計測器具等を貸与する場合であっても、同様にその品質及び規格が適切であるか確認をしなければならない。
- 3 監督職員は、前項計測器具等で物品管理官等に返還すべきものがある場合は、必要に応じ、その引渡に立ち会うものとする。

(指示)

第5条 監督職員は、請負者の行う検知業務が明らかに、仕様書と異なっていると認められ

るときは、手直しを指示するものとする。

- 2 監督中に発見された誤りについては、速やかに修正させるものとする。
- 3 監督職員は、当該請負事業の進捗状況を常に把握し、遅延により素材生産及び販売計画に支障が発生すると認められる状況にあるときは、その促進を請負者に指示するとともに、支出負担行為担当官等にその理由及び状況を報告しなければならない。
- 4 監督職員等が前項の規定により、請負者に指示を行う場合は、原則として書面によるものとするとともに、指示書等の控等に請負者の署名又は捺印を徴しておくものとする。

(請負者の提出書類)

第6条 監督職員等は、請負者からの提出書類を受領したときは、これに受理月日を記入するとともに、必要に応じて意見及び説明等を記載し、速やかに支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第7条 監督職員は、必要があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとるよう求めるものとする。
また、これに伴っての費用負担について、請負者に負担させることが適当でないと思われるときは、その理由を付して支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(監督日誌)

第8条 監督職員は、監督日誌を備え、検知業務請負の進行状況、請負者に対しての指示、承諾事項等の内容、請負者から提出された書類等の経過等を記載して、契約の履行状況を明らかにしておくものとする。

(検査関係資料の提示等)

第9条 監督職員は、検査職員から検査に必要な関係書類及び資料の提示又は提出を求められたときはこれに応じなければならない。

(完了届)

第10条 監督職員は、支出負担行為担当官等より指示のあるとき及び監督を命ぜられた請負業務の全部又は一部が完了したときは、請負者から提出される完了届及び素材はい積検知野帳に監督日誌等の関係書類及び資料等を添付して支出負担行為担当官等に提出するものとする。

第3章 検査

(検査の実行)

第11条 検査は、請負業務の全部又は一部が完了した時点で行うものとする。
ただし、森林管理局長等が必要と認めた場合にあっては、契約履行の途中にあっても抜取等の方法によって検査を実行できるものとする。

- 2 自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合にあっては、検査職員が検知業務実行中に任意に抽出して、長級・径級及び品等格付けの検査を行うものとする。

(検査の立会い)

第12条 検査職員は、請負業務の内容について検査する場合は、請負者の立会の上行うものとする。

- 2 検査職員は、検査のため必要がある場合は、支出負担行為担当官等に監督職員の立会を求めるものとする。

(検査の内容)

- 第 13 条 検査職員は、検査に当たって請負者が提出する素材はい積検知野帳、その他の関係書類等に基づいて当該請負業務について精査し、当該契約の内容に適合しているかを検査しなければならない。
- 2 検査職員は、抜取等により請負業務内容の確認を行うものとする。この場合の検査は、野帳類その他関係書類等の閲覧審査のほか、別紙「検知業務の検査手順及び基準について」に基づき実地に検査するものとする。
 - 3 検査職員は、概算売払材検知にあつては、一定の期日毎に前項に定める抜取検査を行うものとする。
 - 4 検査職員は、前項の検査のため必要がある場合には、請負業務を中断させることができるものとする。
 - 5 検査職員は、請負者に貸与された計測器具類等が適切に使用されているかの検査を行うものとする。
 - 6 検査職員は、自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合にあつては、提出された関係書類を精査するものとする。

(検査調書)

- 第 14 条 検査職員は、前条の検査を完了した場合は、遅滞なく検査調書を作成し、検査の方法、検査した内容その他の契約の履行の確認に必要な事項を記載した書面を添付して支出負担行為担当官等に提出しなければならない。
- 2 検査職員は検査した結果が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を記載した書面を支出負担行為担当官等に提出するものとする。
 - 3 支出負担行為担当官等は、検査調書に基づき、必要があると判断したときは、品等・品質格付区分等の手直し等必要な措置を命ずるものとする。

第 4 章 その他

(検知業務に関する講習の受講)

- 第 15 条 受託者は、森林管理局长、森林管理(支)署長(以下「森林管理局长等」という。)が必要と認めた場合には、森林管理局长等が主催する検知業務等に関する講習を検知業務技術者に受講させなければならない。

(その他)

- 第 16 条 この要領によりがたい事項については、監督職員等の指示によるものとする。

検知業務請負の検査手順及び基準について

1 検査手順

No. 1

販売方法	槿の状況	実施者	検査方法	作業内容
普通販売	生産未了槿	監督職員	随時抜取	監督業務で作業現地に出張した際、作業現地において随時抜き取りの方法により品等格付け等の確認を行う。
	生産完了槿	検査職員	抜取検査	<p>1 部分完了検査は森林管理局長等が指定した土場等で、月の途中で、つど生産完了した素材等について行う。 なお、検査は各月に何回実行しても差し支えないものとする。</p> <p>2 検査内容</p> <p>① 本数検査 生産完了した槿のうち10%以上の槿について、本数を検査。(1槿に満たない場合は1槿) 9槿×10%=0.9槿(14槿までは1槿検査) 15槿以上24槿までは2槿の検査。 25槿以上34槿までは3槿の検査。 35槿以上44槿までは4槿の検査。 なお、野帳本数と100%の合致をもって合格とする。</p> <p>② 自動選別機を使用した本数検査 システム販売における協定数量をトラック1台あたりの積込数量で除した台数のうち10%以上のトラック台数について、本数を検査。 なお、野帳本数と100%の合致をもって合格とする。</p> <p>③ 径級・品等格付け検査 ①、②で本数検査を行った槿等について、槿毎等に全本数の10%以上の本数の径級・品等格付けを検査。 抜取した全本数の90%以上の合致をもって合格とする。</p> <p>④ 長級検査 ①、②の本数検査を行った槿等について、素材に上らず測れる箇所から数本抜取し、検査。 検査した本数について合致しないものがなければ合格。</p> <p>⑤ 層積検知の検査は、明示箇所を測定し、材積が±5%の範囲内の合致をもって合格とする。</p> <p>⑥ 自動選別機を使用した検知について、②、③、④の検査は以下により省略できる。 自動選別機の点検整備記録を徴収し、自動選別機の精度を確認できた場合。</p> <p>3 検査終了後、部分検査調書内訳書を作成、提出。</p>
			完了検査	<p>1 完了届けを受理後、貸与器具等を返却させる。</p> <p>2 完了検査調書を作成、提出。</p>

販売方法	極の状況	実施者	検査方法	作業内容
概算販売	なし	検査職員 監督職員との兼職を含む。	途中検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 トラック積み込みの際（引き渡し時）に検査を行う。 2 2 検査内容(径級・品等格付け検査) トラック積み込み時、及び積み込んだ後に径級・品等格付けを確認、概算引渡物件明細書に記載した径級・品等格付けと合致すれば合格。 なお、違いがあれば再調査し、木口表示、概算引渡物件明細書を変更する。 3 層積検知 トラックに積み込んだ後に、計測箇所（高さ等）を確認、概算引渡物件明細書の記載と合致すれば合格。 なお、違いがあれば再調査し、概算引渡物件明細書を変更する。 4 概算販売は送状（概算引渡物件明細書）を交付した時点で検査終了とみなす。 5 検査終了後、部分検査調書内訳書を作成、提出。
			完了検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 完了届けを受理後、貸与機材等の引き渡しを受ける。 2 完了検査調書を作成、提出。

2 検査の流れ

- 1 生産完了桧から10%以上の桧を抜き取る。(1桧に満たない場合は1桧、14桧までは1桧検査。15桧以上24桧までは2桧の検査。25桧以上34桧までは3桧の検査。35桧以上44桧までは4桧の検査。)
- 2 桧の本数検査は、抜き取り桧の全本数を確認し、野帳本数と合致で合格。
- 3 品等格付け検査は、抜き取り桧の全本数の中から10%以上を抽出、90%以上の合致で合格。
- 4 径級検査は、抜き取り桧の全本数の中から10%以上を抽出、90%以上の合致で合格。
- 5 長級検査は、巻立に上がらないで測れる箇所から数本抽出、造材基準寸法より短くなければ合格。

桧	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
巻立 本数				150					
抽出 本数 10%				15					
品等 90%				14					
径級 90%				14					
長級 本数				測れる だけ					

- 6 検査を行った桧(最低1桧)の検査項目が総て基準内で合致すれば、生産完了した残りの桧も正しいものとみなす。
- 7 層積検知した桧を普通販売で販売するための検査は、生産完了桧から10%以上を抜き取り、(1桧に満たない場合は1桧、1.1桧は2桧)明示箇所(縦、横、高さ)を測定し、材積が±5%の範囲内の合致で合格とする。

作業仕様書

第1章 総則

- 1 事業の実行に当たっては総て誠意を旨としなければならない。
- 2 本事業の完了検査は森林管理局長等の指定する土場等で行うものとする。
- 3 事業地内の火災予防のために、万全の手配を行うものとする。
- 4 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査数量は、「素材等検知業務請負監督・検査要領」（平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達）に基づき算出した数量とする。

第2章 検知業務

- 1 検知業務は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により行うものとする。
- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根柢等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。

日々の検知が終了し、指定野帳に記載が完了したものは、その極が完了しなくても、日々の検知野帳を翌月には署等へ持参するかFAX等で提出するものとする。

なお、検知開始後、署等へ原則一週間以上も野帳の提出がされない場合は、監督職員の調査・指示により対応するものとする。
- 3 検知業務請負契約の作業内容に基づき、以下の業務を行うものとする。
 - (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレアの塗布を行う作業
 - (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレアの塗布を行う作業
 - (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレアの塗布を行う作業
 - (4) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレアの塗布を行う作業
 - (5) の業務 低質材（素材の販売予定価格評定要領細則第5条による）及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレアの塗布を行う作業
- 4 検知記号印を使用する場合は森林管理局長等の貸与したものとし、打刻は、監督職員の指示によるものとする。

- 5 検知用器具等は森林管理局長等の検査を受けたものとする。
- 6 仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。